

消政策第242号  
平成27年6月22日

各都道府県知事 殿  
(扱い：消費者行政担当課)

消費者庁長官 板東 久美子  
(公印省略)

### 消費者安全法第38条第1項の規定に基づく情報提供について

平成27年1月以降、医療福祉・介護福祉サポート事業を営んでいると偽って、無担保転換社債型新株予約権付社債の購入を勧誘する事業者に係る相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。

当庁が調査したところ、「株式会社ひまわり」の勧誘において消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実のことを告げること）を確認しました。

こうした状況を踏まえ、当庁は、消費者被害の発生又は拡大の防止のため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、下記の情報を消費者被害の拡大の防止に資する情報として貴都道府県に対し情報提供いたします。

貴都道府県におかれましては、下記の情報を貴管内市区町村に周知し、消費者への周知も実施していただきますようお願いいたします。

また、本件は、消費者安全法第12条第2項の規定に基づき、通知すべき事項の具体的な事例となります。このような消費者被害の発生又は拡大のおそれがあると認められる情報を得た場合は、当該規定に基づき当庁に通知していただきますようお願いいたします。

### 記

別添 医療福祉・介護福祉サポート事業を営んでいると偽って社債購入を勧誘する「株式会社ひまわり」に関する注意喚起

担当：消費者庁消費者政策課 財産被害対策室 近藤 関 齊藤 電話：03-3507-9187 FAX：03-3507-9287
-------------------------------------------------------------------------